



違反に対する罰則等

違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- 最大
- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 10億円以下の罰金(法人の場合)
 - ・ 3千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が上記罰金額を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

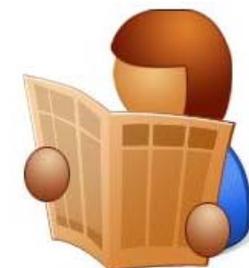
法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告



注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

最近の主な外為法違反事例

| 判決及び行政処分の時期・内容など | 貨物・仕向地等 | 備考 |
|--|--|--|
| 平成27年6月15日(略式命令)： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日(行政処分)：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維(2項(17)) 中国 | <ul style="list-style-type: none"> 韓国迂回 |
| 平成23年3月25日(判決)： 代表取締役に対し1年6ヶ月(執行猶予3年)、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日(行政処分)：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> パワーショベル 北朝鮮 | <ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 中国迂回 |
| 平成21年11月5日(判決)： 社長に懲役2年(執行猶予4年)、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日(行政処分)：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 磁気測定装置他 ミャンマー | <ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 マレーシア迂回 |
| 平成21年8月7日(判決)： 社長に懲役3年(執行猶予4年)、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日(行政処分)：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 大型タンクローリー 他 北朝鮮 | <ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反 インフォーム無視 他に、北朝鮮制裁違反(奢侈品)有り 韓国迂回 |
| 平成21年7月16日(判決)： 社員ら4名に懲役1~2年6ヶ月(執行猶予3年) 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日(行政処分)：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 工作機械(2項(12)) 韓国等 | <ul style="list-style-type: none"> 測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出 |
| 平成19年6月25日(判決)： 元副会長ら4名に懲役2~3年(執行猶予4~5年) 法人に対し罰金4,500万円 平成19年6月26日(行政処分)： ①6ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②2年6ヶ月間：三次元測定機の全地域向け輸出禁止(①、②合計で3年間) | <ul style="list-style-type: none"> 三次元測定機(2項(12)) マレーシア等 | <ul style="list-style-type: none"> 1台がリビアの核開発施設で発見 検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出 |
| 平成19年3月20日(略式命令)：法人に対し罰金100万円 平成19年5月11日(行政処分)：9ヶ月間：無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 無人ヘリ(4項(1-2)) 中国 | <ul style="list-style-type: none"> 未遂 |

大学等による違反事例

| 原因 | 原因 | 内容 |
|------------|-----------------------------------|---|
| 輸出許可証確認のミス | 研究機関A; 輸出許可証の <u>期限切れ</u> | 海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま</u> 技術の提供を継続。 |
| | 大学B; 輸出許可 <u>条件の不履行</u> | 海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の <u>条件付きで許可</u> されていた。しかし、提出 <u>期限を過ぎても報告を怠り</u> 、許可条件違反。 |
| 輸出手続き上のミス | 研究機関C 及び大学D; <u>出荷確認の不備</u> | 研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、 <u>出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包</u> したため無許可輸出。 |
| 法令適用の判断ミス | 大学E; <u>少額特例の利用に当たった</u> のミス | 海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用</u> して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。 |